

会議記録（１）

会議名称	平成２８年度第１回北本市自治基本条例審議会		
開会及び閉会日時	平成２８年８月２４日（水） 午後３時から午後５時まで		
開催場所	市役所会議室３－Ｅ		
議長氏名	会長 牛山武彦		
出席委員(者)氏名	高岡輝夫、牛山武彦、柴田辰雄、宮原鈴代、浅野昭八、福島久子、遠井美智子、遠藤文男、佐藤洸		
欠席委員(者)氏名			
説明者の職氏名	くらし安全課主幹 根岸 学 くらし安全課主査 長島俊介		
事務局職員職氏名	企画財政部長 荒井照男	企画課長 齊藤 仁	
	企画課主幹 堂口達大	企画課主任 安藤那美	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶 4 委員紹介 5 会長及び副会長の選出 6 会長及び副会長の挨拶 7 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の公開・非公開について (2) 市民参画手続の実施予定及び前年度実績の公表について (3) 協働事業提案制度について (4) 北本市市民公益活動推進計画年度別進行計画について (5) その他 8 閉会 		

会議記録（1）

配布資料	1	次第
	2	資料1-1 平成28年度市民参画手続実施予定一覧
	3	資料1-2 平成27年度市民参画手続実勢一覧
	4	資料2-1 平成28年度北本市協働事業提案制度実施スケジュール
	5	資料2-2 平成27年度に実施した協働事業一覧
	6	資料3-1 計画の推進体制（北本市市民公益活用推進計画(抜粋)）
	7	資料3-2 北本市市民公益活動推進計画年度別進行計画
		(参考資料)
	1	北本市自治基本条例審議会委員名簿
	2	関連規則・条例
3	「すすめよう！市民主役のまちづくり」 北本市自治基本条例パンフレット	

会議記録（２）

発言者	発言内容
事務局	<p>１ 開会</p> <p>本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、平成２８年度第１回北本市自治基本条例審議会を開会いたします。</p> <p>まず、北本市自治基本条例審議会規則第５条第２項に「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」となっておりますが、本日は、委員９名全員に出席をいただいておりますので、会議が成立することを御報告いたします。</p> <p>次に、審議会の所掌事務を確認させていただきます。所掌事務については、北本市自治基本条例の適切な運用に関することとなっております。</p>
	<p>２ 委嘱状交付</p>
	<p>３ 市長挨拶（略）</p>
	<p>４ 委員紹介（略）</p>
事務局	<p>５ 会長及び副会長の選出</p> <p>会長及び副会長の選出を行います。会長、副会長が決定するまでの間は、市長に仮議長をお願いします。</p>
仮議長 （市長）	<p>それでは、しばらくの間仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>当審議会の会長及び副会長は、「北本市自治基本条例審議会規則」第４条第１項の規定により、委員の互選により定めることとしております。</p> <p>はじめに、会長の選出を行います。どなたか立候補される方または推薦される方はいらっしゃいますか。</p>
佐藤委員	<p>条例の趣旨に合うよう、事務局一任ではなく互選ということで決めて自主的に活動したいと考えます。前回の会長は男性でしたので、今回は是非女性にお願いしたいと思います。</p>
柴田委員	<p>会長については、これまでの経緯からも牛山委員が適任であると考</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
佐藤委員	<p>えますので、御推薦申し上げます。</p> <p>活発な議論ができる雰囲気となるよう、是非女性委員にお願いしたいと考えます。ただ、互選であるため、皆で話し合っただけだと決めたと思います。</p>
仮議長	<p>他の委員は何か御意見ありますか。</p>
遠井委員	<p>女性委員にお願いしたいとお話がありましたが、私は施設の運営に携わっているため、審議会に出席することは可能ですが、責任のある会長や副会長の責務を引き受けることは難しいです。</p>
宮原委員	<p>私は、NPO法人北本市手をつなぐ育成会という知的障がい児が通う施設を運営しており、障がい児の親でもあるため、必ず出席しなければならない会長や副会長の任を引き受けることは難しいです。</p>
佐藤委員	<p>忙しいのは他の委員も一緒だと思います。女性参画等をこの審議会ではうたっているため、進化させた活発な会議体制とするため是非女性委員にお願いしたいと思います。</p>
福島委員	<p>北本市自治基本条例について熟知している方に、会長、副会長をお願いした方がよいと思います。</p>
佐藤委員	<p>他の委員も同じく、この条例に精通しているわけではありません。現代において女性がいくら社会進出しているといっても限界があり、せっかく代表として審議会に出席しているのですから是非意欲を持ってやっていただきたいです。とはいえ、互選であるため他の委員の意見も尊重します。</p>
浅野委員	<p>佐藤委員の御意見も貴重ですが、3人の女性委員はなかなか難しいようですので、先ほど柴田委員から御推薦のあった牛山委員にお願いしてはいかがでしょうか。女性委員からは、審議の内容について活発な御意見をいただければよいのではないのでしょうか。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
佐藤委員	このような機会に女性がもっと前に出てリードするような、女性が活躍する北本市になって欲しいと思います。
仮議長	女性委員に是非お願いしたいという御意見と、牛山委員を推薦する御意見がありましたが、他の委員はいかがですか。
遠藤委員	「できない」とおっしゃる方に無理にお願いするのは困難だと思います。佐藤委員としては会議が活発に進めばよいという趣旨だと思いますので、女性委員には審議において活発に意見交換をしていただくということで、御理解いただけないでしょうか。
仮議長	牛山委員に会長をお願いするという事でよろしいでしょうか。 【一全委員了承一】
仮議長	それでは、委員全員の了承をいただきましたので、会長は牛山委員にお願いします。続いて、副会長の選出を行います。どなたか立候補される方または推薦される方はいらっしゃいますか。
佐藤委員	副会長は、やはり女性委員にお願いしたいと考えます。
宮原委員	私は、子どもが優先の生活をしているため、難しいです。以前、町会の役員を引き受けたことがありましたが、とても大変で周囲にも迷惑をかけてしまいました。子どもが自立するまでは申し訳ありませんが遠慮させていただきたいです。
牛山委員	この審議会は、住民参画や住民との協働がテーマになっており、自治会連合会が市民の皆さんの声を広く吸い上げる立場だと思いますので、自治会連合会から出席されている高岡委員にお願いしてはいかがでしょうか。
遠井委員	高岡委員は新しい風を吹き込んでくれると思いますので、賛成です。

会議記録（２）

発言者	発 言 内 容
仮議長	高岡委員に副会長をお願いするということによろしいですか。
	【一全委員了承一】
仮議長	それでは、委員全員の下承をいただきましたので、副会長は高岡委員にお願いします。会長、副会長が選出されましたので、仮議長の任をおろさせていただきます。
事務局	牛山会長、高岡副会長におかれましては、座席の移動をお願いします。
	【一牛山会長、高岡副会長が席を移動一】
	6 会長及び副会長の挨拶
事務局	それでは、牛山会長より御挨拶をお願いします。
会長	【一牛山会長挨拶一】
事務局	ありがとうございました。続いて、高岡副会長より御挨拶をお願いします。
副会長	【一高岡副会長挨拶一】
事務局	ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、市長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。
	【一市長退席一】
	7 議 事
事務局	これより議事に入らせていただきます。北本市自治基本条例審議会規則第5条第1項で、「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」となっておりますので、議事の進行は会長へお願いいたします。

会議記録（２）

発言者	発言内容
議長 (会長)	(1) 会議の公開・非公開について それでは議事に入ります。まず、(1)審議会の公開・非公開について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【 北本市情報公開条例及び北本市附属機関等の会議の公開に関する規則に基づき説明 】
議長	事務局から、本審議会は原則公開とすること、傍聴人の希望があれば会議資料を閲覧させることについて説明がありましたが、御意見、御質問等がございましたらお願いします。
各委員	【 意見・質問等なし 】
議長	それでは、審議会を公開とし、傍聴人の希望に応じて、規則に定めるとおり会議資料を閲覧させるということで御異議ありませんか。
各委員	【 異議なし 】
議長	それでは本審議会を公開とすることとし、傍聴人の希望があれば、規則に基づき会議資料を閲覧させることとします。 本日は、傍聴を希望される方はおりませんので、このまま議事を進めます。
議長	(2) 市民参画手続の実施予定及び前年度実績の公表について 続きまして議事(2)市民参画手続の実施予定及び前年度実績の公表についてですが、これは北本市自治基本条例第18条第3項及び北本市市民参画推進条例第10条の規定によって、市民参画手続の実施予定及び実績の公表について定められているものです。この規定に基づいて、事務局より説明をお願いします。
説明者	【資料1-1、1-2に基づき説明】 ・ 関連する条例及び規則について ・ 平成28年度市民参画手続実施予定について ・ 平成27年度市民参画手続実績について

会議記録（２）

発言者	発言内容
議長	只今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。
佐藤委員	資料１－１、資料１－２にある「市民参画対象施策」の「該当条項」は、市民参画推進条例第６条の何号に該当するかということによろしいでしょうか。
説明者	はい、そのとおりです。
議長	「市民参画手続」の「方法」は同条例第７条の何号に該当するかを表しております。 他に御意見、御質問はありますか。
佐藤委員	資料１－２の平成２７年度実績一覧で、策定状況が「未策定」となっているものはどういう状況なのですか。また、今後の策定の見通しはどの様になっていますか。
事務局	北本市における最上位の計画であります第五次北本市総合振興計画を策定するにあたりまして、市民参画条例第７条に規定されている全ての市民参画手続を行ったうえで議会に議案として提出しましたが、平成２７年度中に可決されず継続審査となったため「未策定」となっております。従いまして、その下位の計画につきましても「未策定」となっております。現在、議会と調整中のございまして、再度議案として提出し今年度中に可決をいただけるよう進めているところでございます。可決されれば、下位の計画についても策定されることとなります。
佐藤委員	平成２７年度の施策については全て終了しているけれども、議会が通らないということによろしいのでしょうか。
事務局	はい、そのとおりです。
議長	第五次北本市総合振興計画の下にそれぞれの計画が策定されるため、最上位の総合振興計画が可決されれば、下位の計画についても策

会議記録（２）

発言者	発言内容
	定されるということになります。
佐藤委員	「未策定」が多い状況ですが、計画を策定することは良いことですので、至急策定していただきたいと思います。
議長	見通しはいかがですか。
事務局	6月議会におきまして、総合振興計画特別委員会の委員長報告がございました。そこで出された意見を盛り込み、当初提案した計画を改定し、9月議会中に改訂案について議員に説明して意見をいただき、審議会に答申を諮り、パブリックコメントを実施した後、12月議会に再度議案として提出する予定でございます。
佐藤委員	なかなか大変な仕事だと思いますが、議会とうまく調整していただき、できる限り早く策定していただきたいと思います。
議長	資料1-1、平成28年度の実施予定については何か御意見ございませんか。
遠藤委員	施策に関して意見してよいのか分かりませんが、施策6番の「容器包装プラスチック類の回収に係る施策」は、ゴミを減らそうとするのに回収数を増やすというのは、逆行しているのではないのでしょうか。この施策の趣旨はどういうことですか。
事務局	確かに回収数を増やすとゴミが増えるのではないかという御意見をいただいております。一方で、主に集合住宅にお住まいの方等からは、2週に1回の回収ですとかさ張るゴミの置き場に困るため回収数を増やして欲しいという御意見もいただいております。そのような状況の中、市民の皆さんの御意見を伺うために回収数についてアンケートを実施したところです。その結果を踏まえて、回数を増やすか、現状のままとするのか、市として判断することになります。
議長	他に御意見、御質問等はございますか。

会議記録（２）

発言者	発言内容
各委員	【 意見・質問等なし 】
議長	<p>それでは、議案（２）市民参画手続の実施予定及び前年度実績の公表について、承認いたしました。</p>
議長	<p>(3) 協働事業提案制度について</p> <p>次に、議事(3)協働事業提案制度についてですが、こちらも基本条例に基づく市民参画と協働に関する内容になっております。事務局より説明をお願いします。</p>
説明者	<p style="text-align: center;">【資料２－１、資料２－２を基に説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働事業提案制度のスケジュールについて ・ 今年度は提案事業の相談は数件あったものの、提案事業は０件 ・ 平成２７年度に実施した協働事業について
議員	<p>只今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。</p>
佐藤委員	<p>平成２７年度に実施した協働事業について、提案者と行政がどの程度連携して行っているのか疑問に感じます。地域は、例えば老人会、町会等の綿密なネットワークを持っており、このような既存組織の援助がなければ事業は成り立ちません。NPO法人が単独で試みても難しいため、既存の組織をどのように活用するか、行政がアドバイスする必要がありますと思います。</p> <p>また、スケジュールは綿密に実施されていますが、利用者や問合せが無ければ元も子もないと思います。広報の仕方にも問題があるのではないのでしょうか。高齢者はインターネット等には疎いため、町会の回覧板のような紙媒体が一番効果的です。</p>
説明者	<p>平成２７年度の実施事業につきましては、このような形での御報告となり恐縮しております。広報の方法についてですが、広報きたもととホームページに掲載したほか、民生委員や児童委員にちらしの配布を依頼したところでございます。利用者が無かった原因として考えられることは、利用料金が高かったことと、利用者が北本市民であっても御家族が遠方に住んでいる場合は利用につながりにくく、ニーズが</p>

会議記録（２）

発言者	発 言 内 容
議長	北本市ではなかった可能性があることが、提案者との振り返りの中で話に挙がりました。今後は周知方法や事業内容について、市民参画・協働推進審議会ですらに精査していきたいと考えております。
議長	他に御意見、御質問等はございますか。
福島委員	提案された協働事業を進める際には、例えば商工会や自治会等、関連のある組織や団体を巻き込み、協力を得て進めていった方が良いと思います。せっかく事業を行うのであれば、広く周知しないともったいないと思います。
佐藤委員	2つの事業について、どのくらい予算計上しているのですか。
説明者	地域で安心見守りネットにつきましては、生活の支援をする方の報酬、医療費等に403,600円を必要経費として見込んでおりました。スポーツ現場から生まれたロコモ予防のカラダメンテナンス塾につきましては、キネシオテープや会場使用料等として55,000円を見込んでおりました。
高岡委員	資料2-2では、市経費負担額が0となっておりますが何故ですか。
説明者	事業費としましては先ほど申し上げた金額を見込んでいましたが、それぞれ利用者から利用料を負担してもらって事業を運営しますので、市の負担額としては0円となります。
高岡委員	一定額の支出がある一方で収入もあるため、差し引き0円ということでしょうか。
説明者	はい。協働事業は、市の予算を介さず、提案者の持ち出しや利用者が負担する利用料で運営していきます。市は、広報媒体で周知を図ったり関係機関とのつなぎ役として協働しております。
高岡委員	予算措置を必要とするものは議会にかけなければなりません。予算措置を必要としないものは、議会にかけることなく事業を実施する

会議記録（２）

発言者	発言内容
説明者	<p>ということもあり得るのではないのでしょうか。逆に、議会にかけた場合は否決される可能性があるわけですが、提案制度で提案された事業であればできるだけ実現しようと配慮する等、執行部側と議会側での合意のようなものはあるのでしょうか。例えば裁判員制度では、1審の内容が2審、3審では配慮されるということがあるようです。また、予算措置を必要としないものは、翌年度ではなく当年度に実施することは可能なのでしょうか。</p> <p>これまで予算を伴わない提案はありませんでしたが、実施までに2年かかるため、事業にスピード感がないという指摘が自治基本条例推進本部でありました。そのため、平成29年度以降、事業の提案と実施を同年度内に行うよう検討しているところです。また、事業費の予算措置についても、担当課でなくくらし安全課で行うことも視野に入れて、短いスパンで進めていけるよう検討しているところです。</p>
議長	<p>提案制度そのものは大変良いものですが、実績があがっていないため、さらに関係機関と連携をとりながら、また、提案者の内容を精査して、実績があがるよう進めていただきたいと思います。</p>
議長	<p>(4) 北本市市民公益活動推進計画年度別進行計画について</p> <p>続いて、議事(4)北本市市民公益活動推進計画年度別進行計画について、これは自治基本条例第23条規定に基づくものですが、事務局から説明をお願いします。</p>
説明者	<p>【資料3-1、資料3-2を基に説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動推進計画の推進体制について ・年度別進行計画の進捗状況について
議長	<p>只今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。</p>
遠藤委員	<p>資料3-2に「検討中」とありますが、いつまでに実施するのか施策ごとに決まっているのですか。</p>
説明者	<p>具体的にいつまでに実施するかについては決まっておりませんが、</p>

会議記録（２）

発言者	発 言 内 容
遠藤委員	<p>この市民公益活動推進計画の策定期間が平成２９年度までとなっておりますので、できる限り平成２９年度までに実施し、実施できない場合には次の計画に盛り込むかどうかを検討したいと思います。</p> <p>実施できないことを前提にするのではなく、計画どおり平成２８年度または２９年度に実施することを前提としなければ、このまま引き延ばすことになりかねないため、きちんと実施してほしいと思います。</p>
説明委員	<p>中には行政支援の範囲を超えているものもありますが、NPO法人やボランティア団体とよく連携して進めていきたいと思います。</p>
佐藤委員	<p>資料３－２、１市民公益活動の普及・啓発－（１）情報提供の充実についてですが、高齢者は、インターネットやメール等を利用しない方が多いため、ガイドブックや回覧板等の昔からあるものを大いに活用して欲しいと思います。また、３市民公益活動団体の自立支援－（２）人材活性化の支援－人材バンクの創設について、北本が市になり人口が急増した頃から、多様な専門性を持った人材がたくさんいます。その人材をどのように活用していくかが重要だと思います。（３）活動資金の支援については、資金的な裏づけがあれば活動も推進されると思いますので、ふるさと納税や寄附金制度について真剣に考えていただきたいと思います。</p>
説明者	<p>広報活動につきましては、市民公益活動推進計画で位置付けておりますガイドブックの発行を、今後目指していきたいと思います。また、人材バンクの創設につきましては、御指摘のとおり貴重な人材が北本市にはたくさんいらっしゃると思いますので、その掘り起こし方法について検討してまいります。寄附制度につきましては、団体によっては自動販売機等を活用して寄附金を集める等、工夫をしている団体もございます。そのような好事例や参考になる事例をNPO法人やボランティア団体間で共有し、活用していきたいと思います。</p>
佐藤委員	<p>是非、他人事ではなく、汗をかき、体を使い、知恵を出して真剣に取り組んでほしいと思います。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
柴田委員	<p>資料３－２、１市民公益活動の普及・啓発－（２）講座・啓発事業の開催－イ 小中学生のボランティア活動体験の拡充についてですが、これは夏休みに実施しているもので、私は特養施設の手伝い、古切手の整理、高齢者の疑似体験等を担当しています。古切手は整理して送付することで、南アフリカへのワクチン寄附や老人ホームの資金となる等、有効活用ができます。私はボランティアセンターの運営委員長を務めており実態を把握していますが、この活動体験の参加人数が今年から減ってきています。古切手の整理は、去年までは１０人以上参加者がありましたが、今年は４人しかいませんでした。毎年、校長会にも依頼していますが、行政ではどの程度協力体制をとっているのでしょうか。年度別進行計画に項目として挙げるのであれば、社会福祉協議会とも連携して、行政の協力体制の改善を図ってほしいと思います。</p> <p>３市民公益活動団体の自立支援－（２）人材活性化の支援－ア ボランティア登録制度の充実についてですが、社会福祉協議会にボランティア相談所を開設以来、私は約３０年間相談員を務めています。相談所を市役所の２階に移転してから相談者は２倍以上に増えましたが、１階に設置できれば、相談者はさらに増えるのではないかと思います。ボランティア講座への参加者も最近は減っていて、その参加者も高齢者ですので、今後の北本市のボランティア活動を案じています。ボランティア参加につながる窓口を作るため、社会福祉協議会ボランティア担当職員とはもう少し連携をとってほしいと思います。</p>
説明者	<p>小中学生のボランティア活動体験の拡充についてですが、小中学校との連携の他、市役所の２階に設けている市民公益活動推進コーナーに社会福祉協議会からいただいたちらしを掲示したところがございます。ただ、それだけですとなかなか広く伝わらない点があると思いますので、もっと広くPRしていきたいと思います。</p>
佐藤委員	<p>PRの仕方に工夫が必要だと思います。市役所の２階で行っているボランティア相談をできれば１階に移転すれば、相談件数が増えると思います。ちらしを見てくれる方を一人でも増やし、人の目に付くチャンスを少しでも増やしたいと思います。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容
議長	<p>ただいまの御意見を、次の施策によく反映させていただくようよろしく申し上げます。</p>
浅野委員	<p>自治基本条例が策定されてから7年目に入りますが、まだまだ市民に理解されていないと感じます。市民参加の活性化を目指す条例であり、国でいう憲法であって、この条例を中心に市民生活を推進していくものと私は理解しています。1 公益活動の普及・啓発－(1) 情報提供の充実については、我々が支援していかなければならないと思いますが、ありきたりの情報提供では大方の市民は理解できないと思います。このことについて、全課長と担当者が集まった横断的組織で問題点を整理し、どうあるべきかを考える必要があるのではないのでしょうか。自治基本条例推進本部では、過去6年間の年次報告のようなものはあるのでしょうか。また、我々審議会としても、市役所職員に伝えられるよう、意見することを考えてはいかがかと思えます。</p>
議長	<p>市民公益活動推進計画は平成25年から5か年とのことですが、その後の計画はあるのですか。</p>
説明員	<p>平成19年度から平成24年度までの計画を引き継いで、現在の平成25年度から29年度までの計画となっております。このことを踏まえ、平成30年度以降の計画を策定するのか、また、どのように策定するのかを検討しているところでございます。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問等はございますか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【 意見・質問等なし 】</p>
議長	<p>それでは、いろいろな御意見をいただきましたが、議案(4)北本市市民公益活動推進計画年度別進行計画につきましては、現状を把握して広報の充実に務めていただき、情報提供、普及啓発を図り公益活動を支援し、ボランティア活動やNPO法人の活動がより活性化するよう、市民公益活動推進計画の充実を図っていただくよう提言し、了承といたします。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>最後に、浅野委員から提案がありました内容につきましては、自治基本条例第２７条に検証及び見直しという条項がありますので、この意見を提言として検討の見直しの中に参考として入れていただければと思います。</p> <p>それでは、議題を終了し進行を事務局へ戻します。</p> <p>本日は長時間にわたり、慎重な御審議、貴重な御意見をいただきありがとうございました。閉会にあたりまして、高岡副会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
高岡副会長	<p>９ 閉 会</p> <p>それでは、平成２８年度第１回北本市自治基本条例審議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>平成 28 年 9 月 7 日</p> <p>北本市自治基本条例審議会 会長 中山武彦</p>	